

令和8年第2回（6月）佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招 集 年 月 日 令和8年6月17日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和8年6月18日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永 田 勝 美 君	2	棚 橋 優 汰 君	3	黒 田 龍 之 介 君
4	井 上 智 恵 美 君	5	中 川 由 美 恵 君	6	山 之 内 英 樹 君
7	横 田 博 茂 君	8	長 谷 川 忠 君	9	須 藤 敏 規 君
10	川 副 剛 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱 野 互 君	副 町 長	濱 田 能 久 君	教 育 長	富 野 毅 君
総 務 課 長	松 本 典 子 君	税 財 政 課 長	井 手 守 道 君	住民福祉課長	落 合 健 治 君
保険環境課長	作 永 善 則 君	多世代包括支援 センター長	松 尾 直 美 君	企画商工課長	藤 永 大 治 君
庁舎建設室長	山 村 輝 明 君	建 設 課 長	上 野 靖 一 郎 君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	藤 永 尊 生 君
水 道 課 長	中 道 隆 介 君	会 計 管 理 者	安 達 伸 男 君	教 育 次 長	宮 原 良 之 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	林 翔 子 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 4番 井上 智恵美 議員（一問一答）

(2) 2番 棚橋 優汰 議員（一問一答）

日程第3 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正の件

日程第4 議案第28号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件

日程第5 議案第29号 令和8年度 佐々町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第30号 令和8年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開会 —

議長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年6月第2回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、中川由美恵君、6番、山之内英樹君を指名します。

— 日程第2 一般質問（井上 智恵美 議員） —

議長（川副 剛 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、4番、井上智恵美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

皆様、おはようございます。4番、井上智恵美です。通告に従い、学校、保育環境についてと、公共施設の環境整備について一般質問を行います。

日頃より地域の皆様とお話をさせていただく中で、子育て世代の方々をはじめ、多くの住民の皆様から、教育環境や子どもたちを取り巻く環境、そして、日常生活に関わる様々な御意見や御要望をいただいております。特に子どもたちが、一日の多くの時間を過ごす学校や保育の現場においては、安全面への配慮はもちろん、保護者の皆様が安心して子育てができる環境づくり、そして、子どもたちがよりよい環境の中で健やかに成長できる体制を整えていくことが大変重要であると考えております。

行政におかれましても、日々御尽力いただいていることは十分承知しておりますが、現場の声を届けることも私たち議員の大切な役割であると考えております。

本日は、そうした住民の皆様の声を基に、幾つか質問をさせていただきます。

きのうの一般質問での御答弁された内容とかぶるところもあるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、学校、保育環境についてのうち、まず1点目、学校、保育所で発生した事故などに関する情報共有について質問いたします。

学校や保育所は、子どもたちが一日の大半を過ごす大切な場所であり、保護者の皆様は安全に過ごしているだろうかと心配しながらも、日々信頼して送り出されています。

そのような中で、万が一、学校や保育所において事故やトラブルが発生し、警察や救急車が出勤するような事案が起きた場合、その後の情報共有の在り方について、私は以前から疑問を感じております。実際に佐々町内の学校でも、このような事案は今までにも起こっています。

しかし、こうした出来事について議会に情報共有がなされず、町民の方から「こういうことがあったらしいですね。」と声をかけられることがあります。しかし、その時点で議員側には何の情報も入っておらず、私たちは知らないと答えるしかありません。もちろん議員が全てを即座に把握しなければならないということではありません。配慮しなければならないこともあるかとは理解しております。しかしながら、町民の皆様から見れば、議員は知っているのに答えないのではないか、何か隠しているのではないかと受け取られてしまう可能性もあり、これは、行政と議会、そして、町民の方との信頼関係にも関わる問題であると感じております。

また、何よりも大切なのは、保護者の皆様への情報共有です。自分の子どもが日々通っている学校や保育所で何か大きな事故やトラブルが起きた際、保護者の方が状況を知らないまま不安な時間を過ごすことがあってはならないと考えます。

国においても、事故発生後の情報共有や初動対応の重要性が指摘され、学校事故対応に関する指針が令和6年に改訂が行われております。

そこで、事故や緊急事案が発生した際には、私たち議員にも情報共有をしていただけないでしょうか。まずはお聞きします。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

保育所において事故等が発生した場合に、議員皆様との情報共有につきましては、事故などの程度、必要性や連絡対象範囲など、現時点では定まっておきませんので、今後、議会事務局と協議の上、共有方法について検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

学校で発生した事故等に関する情報共有について、井上議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校で発生した事故については、特に影響が大きい事案に対して、保護者や議員の皆様へ情報共有を行っているという考えでございます。

学校から保護者の皆様へ情報共有をする場合に最優先することは、児童、生徒への影響を最小限にとどめるということでございます。例えば、メディア等で取り上げられるような大きな事故が校内で起こった場合は、全ての児童、生徒を不安にさせることが予想され、その不安を取り除くためには、保護者の皆様の支えが必要になるという認識の下に、第一報をお伝えするとともに、保護者会等を実施して、今後の対応について説明とお願いを行うことが一般的と考えています。

しかしながら、例えば、救急搬送をするために救急車が学校に入った場合には、児童、生徒個人の健康状態や個人情報に関わることもございますので、あえて情報共有をしないこともございます。あくまで最優先されるのは、児童、生徒の心身の安定を図ることとの認識で、その

事案のケースに応じた対応を行っているところです。

今後、全ての保護者の皆様に情報共有をするような事案が発生した場合には、議長、副議長及び産業建設文教委員長、副委員長に御報告をした後、議員の皆様にも情報共有を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

個人情報に基づいて対応をしていただけたということだったんですけども、議会のほうにも状況を見ながら情報共有を行っていただけたと、今後検討していただけたということで、まずは、その点については一歩前進であると感じております。今後ぜひ議会のほうとも迅速な共有体制のほうをお願いしたいと思います。

続いて、先ほどの答弁でも少しあった保育所のほうは、程度だったり、範囲だったり、詳しく詳細には、どのような基準で連絡を行っていくかという基準自体はまだ決まっていないというふうにお答えがあったかと思うんですけども、私が大切だと考えているのは、やはり保護者の皆様への迅速で正確な情報共有です。特に学校や保育所は、大切なお子さんを預けている場所であり、何かトラブルや事故が発生した際に、保護者の方が状況を知らないまま不安な時間を過ごすことは、できる限り避けなければならないと思っております。

そして、小さな町だからこそ、正式な連絡より先に、様々な情報やうわさが広がってしまうこともあるかと思えます。だからこそ事故発生時において、どの段階でどのような基準で、どのような方法で保護者の方へ情報を伝えるのか、その判断基準をできるだけ明確にしておくことが重要だと考えます。

今後の保護者の方へのそういった情報共有についても、今までよりもっと迅速で分かりやすい対応を徹底していただきたいと思います。その点について今後のお考え等ありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

いろんな課題がございますけども、今までも重要案件につきましては、各委員会で報告はしておりましたけども、緊急の場合についての御指摘ということで今後検討してまいりたいと思います。情報を共有することがよくない場合もございますので、その辺を十分慎重に検討しながら進めてさせていただきたいというふうに考えております。

議長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

町長がおっしゃられたように、確かに情報共有することがよくない場合や、慎重にどうしてもならなくてはいけないケースがあることは、もう重々承知しております。やっぱり一番は、もう子どもたちのことを第一に考えていただいて、していただいて構わないんですけども、できる限り、私たちもやっぱり町民の方から聞かれることもありますし、心配な点もあります

ので、支障がなければ、ぜひ情報共有は今後していただければと思っております。

小さな町だからこそ情報はすぐに広がります。その中で正式な情報発信が遅れば、不安や憶測が先に広がってしまい、結果として保護者の皆様の安心や行政への信頼を損ねることにもつながります。事故をゼロにすることは難しいかもしれません。しかし、事故が起きた後にどう対応するのか、どう伝えるのかは、行政としてしっかり整えていかなければならない部分だと考えております。ぜひ今後も迅速で丁寧な情報共有体制の徹底をお願いし、この質問を終わります。

続きまして、2点目、学校から保護者への連絡、情報発信の迅速化についてお伺いいたします。

この件につきましては、私自身も含め、実際に多くの保護者の方からお声をいただいている内容であります。

現在、学校からの連絡については、アプリを活用した情報発信も行われておりますが、実際には、全ての連絡がアプリを通じて行われているわけではなく、また「連絡そのものが遅いと感じる。」という声も多く聞いております。特に多いのが「学校行事や集金、提出物などに関する案内について、もう少し早く知らせてほしい。」「直前過ぎて予定の調整が難しい。」といった声です。現在は共働き世帯も多く、保護者の皆様は仕事や家庭の予定を調整しながら日々生活をされています。その中で、学校からの連絡が直前になることで、大きな負担につながってしまうケースも少なくないと感じております。

また、私自身が実際に体験し、ほかの方からも耳にした事例として、ことし3月13日に行われた佐々中学校の卒業式についてのお話があります。卒業式という学校にとって非常に重要な年間行事であり、ある程度前から日程や流れについては想定されているものと思います。しかし、実際には、3月9日の時点でお知らせなどがなかったため、保護者が学校へ電話をし「卒業式の時間はどうなっていますか。」と確認をしたところ「まだはっきりと決まっていません。」と言われたそうです。さらに「子どもたちは通常どおりの時間に登校なのか。」と確認すると「いつもどおりか、少し遅いくらいですかね。」といった曖昧な回答だったと伺っております。その後、3月10日付のお便りが実際に子どもたちに配付されたのは、翌11日でした。

卒業式は、ふだんの格好で行けるわけではありません。大切な式典です。子どもだけではなく、保護者も準備の時間がいつも以上に必要になります。それにもかかわらず、当日の登校時間や保護者の受付時間が前々日にしか分からないのには本当に困りましたし、あつてはならないことだと思います。

私は、このようなことから、単に学校からの連絡が遅いということだけではなく、保護者への情報共有に対する意識そのものについて、改めて考える必要があるのではないかと感じました。特に今回お話したような件については、これまで保護者の方々から学校へ直接声が届けられているにもかかわらず、十分な改善につながっていないという現状があります。もちろん、学校現場において先生方が日々多忙な中で業務に当たられているということは、重々理解をしております。しかし一方で、保護者との情報共有は、学校と家庭との信頼関係を築く上で非常に重要な部分であり、改善を求める声が現場に届いているにもかかわらず、状況が変わらないのであれば、それを学校だけの問題として終わらせるべきではないと考えます。

まず、教育委員会として、各学校における保護者への連絡や情報発信の実態について、どの程度把握をされているのでしょうか。また、こういった連絡が遅くなる、その原因をどう分析されますか。伺います。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

本町における保護者の皆様に対する情報発信については、現在、プリントによるお知らせや学校ホームページ、保護者連絡サービスである t e t o r u の配信等で実施をしているところです。また、年度始めの P T A 総会や学年懇談等でも年間の行事予定についてはお知らせをしておりまして、時期時期に応じて全体的な総括の行事等の日程についてはお知らせしているところでございます。

情報発信の迅速化につきましては、度々御指摘もいただいておりますところでございます。校長会等においても指導をしていきたいと思っております。

先ほどの井上議員のお話の中で、分析ということですが、一定方向性としては、ホームページ等で公開をするという形で学校のほうには指導しているところですが、十分にそこが整っていないのは、そこはもう重々認識しているところでもございます。情報発信ということで、より細やかな情報提供を保護者の皆様、それから地域の皆様に行うことということは、非常に今後の学校教育の展開をする上でも非常に重要なことだと思っておりますので、改めて学校のほうに十分指導しながら対策を練っていききたいと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

今後、ホームページに載せて周知をしていただけるような形でということだったんですけれども、今、確かに何かそういった連絡等はなくとも、ホームページは、でも、それぞれ学校の中の様子だったりとか、こういうことがあっていますよというのは、ホームページのほうにいつも載ってるなどと思って見せていただいておりますので、行事だったり、集金日だったりとか、連絡事項に関しても今は整っていないということだったので、そこを早急に整えていただいて、情報発信、なるべく早く保護者の方に伝えていただけるように徹底していただければと思います。

また、先生方が多忙であることは理解しておりますので、この問題は、保護者にとっては、ただ死活問題になってきます。単に早く出すように努めるという精神論ではなく、仕組みとしての改善が必要ではないかと思っております。デジタルツールの活用を含め、作成から配信までのプロセスをシステム化すべきではないでしょうか。

特に懸念されるのは、先生の異動です。特定の先生の能力に依存していると、異動のたびに運用の質が落ちてしまいます。教員の異動があっても持続的に、かつ誰でも一律に迅速な対応ができるような運用システムの構築が必要かと思いますが、教育長のお考えを伺いたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

仕組みを整えるということは、本当に大事なことかなというふうに思っております。もう御指摘のとおり人事異動がございますので、学校行事等について、そういったお知らせを誰が分担して行うのかと、そういったことは年度始め等に十分検討をしながら、学校として組織立ってやっているところではございます。

議員御指摘のとおり、今後の情報化、D X の推進の中で、そういったことも可能になってく

るか、学校行事のお知らせと、そういったところについては、そういうシステムというのはできる可能性も秘めているのかなというふうに思っております。重々参考にさせていただきながら、今後、早急にということは難しいかもしれませんが、新たな計画を立てる際に検討していきたいと思っております。

また、今後の学校の様子ということで、昨日の山之内議員の学習指導要領の改訂についての話もありましたが、実は、そういう学校行事を、今まで学校主導で行ってきたものを、もう今度は生徒主導でやっていくというような展開も、そういう学習指導要領の中にも記載をされる予定です。そういった場合に本当に、逆に言えば、子どもたちが考えることなので、先生方が後々にそういう情報発信をせざるを得ないという状況も出てくるかもしれません。そういう意味では、そういう情報共有の視点ということも今後持ちながら、そういった計画を学校の教育課程全体として考えられるように、一つ視点を与えていただいたなというふうに考えておるところです。今後、参考にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

子どもたちが考えて、今後、運用などを、行事等を行っていくということで、子どもたちって本当に柔軟に考えて、いろんな、タブレットとかももう、今、ものすごく利用をされているので、使いこなせていると思うので、保護者の方にどう伝えていくとかかまで子どもたちに案を出していただいたりとか、子どもたちにそこまでもうセットにして考えて、お知らせまでを行事の一つとしてというふうに考えていただければ、またいろんな案が出てくるのかなと思いました。

私は、先生の負担を増やすのではなく、マニュアルやルールなどを作成し、先生を楽にしながらスピードを上げるべきだと思います。例えば、お便りや行事予定の作成から承認、配信までの期限を明確にルール化すること。異動してきた先生でも迷わずその日のうちに操作できるような簡潔な運用マニュアルを整備すること。学校ごとの配信スピードや活用状況を教育委員会が定期的にチェックし、遅れが生じている学校へはサポートをすること。このようなことを行って初めてアプリなどが最大限に生き、教員の負担軽減と保護者の利便性向上が持続的に両立できると考えます。

そして、やはり以前からこの問題はあり、改善が見られないことから、学校ごとの対応に任せるだけではなく、保護者の負担軽減や円滑な情報共有という観点から、教育委員会としても一定の基準づくりや改善に向けた指導、働きかけを行っていく必要があるのではないかと考えております。

私がこの問題をこのように重ねてお伺いしているのは、本当に改善をしていただきたいと思っているからです。学校現場において、先生方が日々多くの業務を抱えながら対応されていることについては、十分理解をしております。しかし、その一方で、今はその忙しさで後回しになっていることが、保護者側の負担になっています。保護者の皆様にとっては、学校からの連絡一つ一つが、日々の予定や仕事の調整に大きく関わるものであり、決して小さな問題ではありません。

また、今回お話ししたように、既に現場には保護者の方々から改善要望の声が届いているにもかかわらず、改善につながっていないのも事実です。だからこそ各学校だけに任せるのではなく、教育委員会として現状をしっかりと把握し、必要に応じて改善につなげていく姿勢、積極的な介入が必要なのではないかと思っております。子育て世代の皆様が安心して学校と関わることができる環境づくりのためにも、学校ごとの対応に任せきりにするのではなく、教育委

員会として主体的に改善へ向けて動いていただき、ぜひ今後は、より丁寧で迅速な情報発信に向けて、しっかりと改善していただくよう強く要望し、この質問を終わります。

続きまして、3点目、運動会などの学校行事における来賓席の配置について伺います。

この件につきましては、先日行われた運動会に参加させていただいた際に感じたことから質問をさせていただきます。

運動会は、子どもたちが日頃の練習の成果を発揮する大切な学校行事であり、何より主役は子どもたちです。そして、その頑張る姿を一番楽しみにされているのは、日々子どもたちを支えている保護者の皆様や御家族ではないかと思います。

そのような中で、現在の会場配置を見ると、来賓席はグラウンド中央付近の非常に見やすい位置に設置をしていただいております。一方で、保護者の皆様は限られたスペースの中で場所を確保しながら観覧されており、また、高齢の御家族のために設けられている敬老席についても席数が十分ではなく、テントの外で観覧されている方や、後方から十分に見ることができない方もいらっしゃいました。私はその様子を見て、現在の観覧スペースの配置について、本当に今の形が最も適切なのだろうかと感じました。

学校行事は、もちろん地域の方とのつながりも大切ではありますが、まず第一に考えるべきなのは、子どもたちと、その成長を見守る保護者や御家族の方がしっかりとその姿を見ることが出来る環境ではないでしょうか。

例えば、現在、来賓席として設けられているスペースの在り方を見直し、保護者の方々が自分のお子さんの出番に合わせて、撮影や観覧ができるスペースとして活用をしたり、あるいは敬老席を拡充するなど、より子どもたちや御家族を中心に考えた配置への見直しも検討できるのではないかと考えます。

そこで、現在の運動会など、学校行事における来賓席の配置について、どのような考え方で現在の形となっているのか。また、今後、子どもたちや保護者、御家族をより中心に考えた配置への見直しについて検討するお考えはあるのか、伺います。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

学校行事等の実施方法については、学校運営に関することとしまして、校長の裁量権の範囲ということで校長に委ねているところがございますので、来賓席の配置等については、教育委員会として特に指導するという事は考えていないところです。

学校にとって、日頃から見守っていただいている大切なお客様をお呼びし、児童、生徒の姿をやはり間近で見ていただくという意義がある一方、保護者の皆様に近い場所で見たいという思いも当然ございます。

学校は、PTA等の会議であったり、学校評価アンケート、学校運営協議会等、保護者の皆様の御意見を参考にしながら、子どもたちを中心にした学校行事を運営してまいりますので、今後も幅広い御意見を賜りながら、学校の状況について参考の意見として伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

今回申し上げた内容は、あくまで私自身が実際に現場を見て感じた一つの意見であります。当然ながら様々な考え方があると思いますし、学校側が来賓として私たちをお招きしている以上、一定の配慮を持って席を準備されていることについては十分理解しております。その考え方自体を否定するものではありませんが、やはり真ん中の一番見やすい位置じゃなくても、少し横にずれた場所でも十分観覧できるのではないかなと思いますので、その辺を今後も保護者の方だったり、来賓で呼ばれる地域の方々、御意見など賜って、検討を進めていただければと思います。

ただ、一方で、これまで当たり前として続いてきたことについても、一度違った視点から見直してみることは、決して無駄ではないと思っております。時代とともに学校を取り巻く環境や保護者の方のニーズも変化をしており、特に運動会のような行事では、お子さんの頑張る姿をしっかりと見たい、写真や動画に残したいという思いを持って来られる御家族も非常に多いと思います。また、高齢の御家族の方が安心して観覧できる環境を整えることも、大切な視点の一つではないでしょうか。もちろん来賓への方の配慮は必要だと思います。しかし、学校行事の主役は、あくまで子どもたちであり、その姿を見守る御家族の存在もまた、とても大切なものです。ぜひ、これまでの慣例にとらわれることなく、今後、より子どもたちや保護者の方、御家族を中心に考えた会場づくりという視点で、一つの意見として受け止めていただき、柔軟に見直しを検討していただければと思います。このことをお願いし、この質問を終わります。

続きまして、4点目、第2保育所の御飯持参に関するその後の検討状況についてお伺いいたします。

この件につきましては、以前の一般質問において取り上げさせていただいた内容であります。保護者の方や先生から日々の準備に対する負担もあることから、完全給食への見直しができないかとの声をいただき、質問をさせていただきました。その際の御答弁では、完全給食に移行する場合、3歳以上の園児については、副食費として月額4,800円を負担していただいているが、更に主食費の負担が出てくること。炊飯器や食器の購入などは必要になるものの、調理員の方の増員は必要なく、運用面については対応可能であるとのお話がありました。そして、調理員や保育士の方、更に保護者の皆様の意見を聞きながら検討していきたいとの御答弁をいただいております。

そこで、改めてお伺いいたします。前回の一般質問以降、この件についてどのような検討が行われてきたのでしょうか。また、御答弁にありました保護者の皆様への意見確認やアンケートなどが実際に行われたのか、そして、今後この件についてどのように進めていくお考えなのか、お伺いいたします。

議長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

第2保育所における御飯持参に関する検討状況でございますが、令和7年12月に保護者向けアンケートを実施しております。

結果でございますが、3歳以上の園児への御飯の提供を希望される保護者は、全体の半数以上おられ、また、御飯提供に係る個人負担金の徴収についても、ほとんどの保護者の方に御理解をいただける結果となっております。

この結果を受け、第2保育所と費用や職員体制の課題などについて協議を行っております。必要となる費用については、食器や炊飯器などの備品に7万円程度、お米代が一月で6万円程度という試算の結果となっております。3歳児以上の園児が50名おりますので、お米代を個人

負担として徴収することにいたしますと、月に1人当たり1,000円程度の徴収額となります。

現状といたしましては、実施するならば、お米代については個人負担をお願いする方向、また、負担金の徴収方法や御飯提供に関する全体的な取扱いについて、整理が必要と考えております。令和8年度中の実施は難しいかもしれませんが、働く保護者の方の負担軽減となりますよう、今後も保育所職員と継続して協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

まず、前回の一般質問を受けて実際にアンケートを実施し、検討を進めていただき、スピード感ある対応をしていただき、本当にありがとうございます。

ただ、保護者の方からちょっとお聞きをしたんですけれども、アンケート実施の結果について、ちょっと詳細な回答は保護者の方には行ってなくて、多分役場としては、すぐすぐ今年度中に御飯を完全給食にできるということが難しいということで、お知らせというか、回答をされたのかと思うんですけれども、もう保護者の方はそれを見て、完全給食にはならないんだなというふうに受け取っている方がいらっしゃいましたので、その辺のプリントというか、お知らせの内容についてはどのようなふうに行われたのか、詳細が分かれば教えていただければと思います。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

申し訳ございませんが、ただ今、詳細な資料等を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答させていただければと思います。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

それでは、後ほど資料をいただければと思います。

保護者の皆様の意見を求めて、その結果を基に方向性を決めるのであれば、結果だけではなく、その判断に至った経過についても丁寧に共有をすることが大切ではないかと思います。そうでなければ、本当に十分な意見が集まったのか、どのような声が反映されたのかが見えず、かえって保護者の皆様に疑問が残ってしまう可能性もあるかと感じます。

行政が何かを決定する際には、もちろん最終的な結果も大切ですが、それと同じくらいどのような意見があり、どのような過程を経てその判断に至ったのかという部分をしっかり伝えていくことも大切だと私は考えております。今後、このように保護者の皆様への意見を求める場面においては、結果だけを簡潔に伝えるのではなく、できる限り過程や内容についても丁寧に説明をしていただいて、保護者の方がより納得感のある形になるように進めていただきたいと思いますので、今後とも検討のほうを引き続きよろしく願いいたします。

それでは、最後の公共施設の環境整備についてに移ります。

南部体育館の網戸設置など、利用環境の改善についてです。

南部体育館は、多くの町民の皆様が日常的に利用されている公共施設であり、スポーツ活動や地域活動を行う上で大切な施設の一つであります。しかし、現在、この南部体育館には網戸が設置されておらず、特に夏場の利用環境について改善が必要ではないかと感じております。

夏場は館内が非常に暑くなるため、利用者の皆様は窓を開けて換気をしながら利用をされておりますが、網戸がないため虫が多く入り込んでしまい、競技中や活動中に支障が出るという声も実際に伺っております。エアコン設備がない中で、少しでも風を通して利用するためには、窓を開ける必要がありますが、その一方で、虫が入ってしまうことで快適な利用環境とは言い難い状況ではないでしょうか。

また、施設利用に当たっては、使用料を支払いながら利用されておられます。金額の大小にかかわらず、町の公共施設として利用者の皆様ができるだけ安心して快適に利用できる環境を整えていくことは、非常に大切なことだと考えております。

さらに、この南部体育館は、日常利用だけではなく、災害時には避難場所として指定されている施設でもあります。避難所となる施設は、いざというときに多くの住民の皆様が一定時間過ごす場所でもあり、平常時の利用環境だけではなく、災害時を想定した環境整備という視点も非常に重要であると考えます。特に夏場、避難を想定した場合、換気のために窓を開ける場面も考えられますが、その際に網戸がなければ虫が入り込み、避難生活にも影響が出ることが考えられます。

また、町内のほかの体育館には網戸が設置されております。そうであるならば、利用環境の公平性という観点から見ても、南部体育館についても同様に必要な環境整備を進めるべきではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。現在、南部体育館の利用環境についてどのように認識をされているのか、また、網戸設置を含めた利用環境改善について、今後検討するお考えはあるのか、お伺いいたします。

議長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

南部地区体育館につきましては、議員御指摘のとおり、下窓に網戸がなく、特に夏場の夕方以降の御利用では御不便をおかけしているものと思っております。また、そのほか、町内の体育館につきましては、町民体育館にも下窓の網戸がなく、また、網戸があります北部地区体育館におきましても、一部破れている等の状況があることは把握しているところです。

今回御指摘いただきました社会体育施設をはじめとした公共施設環境につきましては、今後、適宜点検を行いまして、整備や修繕等、適切な対応を進めてまいります。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

今回、南部体育館の利用環境について、また併せて調査をしていただき、町民体育館や北部体育館なども併せて前向きに今後検討していただけるとのお考えをお聞きして、その点については、もうぜひお願いをしたいと思います。

南部体育館は、日常的に町民の皆様が利用する公共施設であると同時に、災害時には避難場所としての役割も担う大切な施設であります。だからこそ、普段の使いやすさだけではなく、

いざというときにも安心して利用できる環境を日頃からしっかり整えておくことが大切だと考えております。

今回取り上げた網戸設置については、一見すると小さな環境整備に見えるかもしれませんが。しかし、こうした小さな改善の積み重ねが、利用者の満足度や施設全体の安全性にもつながっていくものだと思います。ぜひ今後も利用者目線、そして、防災の視点も含めた公共施設の環境整備に取り組んでいただくことをお願いし、この質問を終わります。

以上で、今回予定をしておりました一般質問を終わります。

今回取り上げさせていただいた内容は、学校や保育環境、公共施設の環境整備など、それぞれ分野は異なりますが、いずれも私自身が実際に町民の皆様から日頃いただいている声や、現場で感じたことを基に質問をさせていただきました。

子育て環境のこと、学校と保護者との情報共有のこと、学校行事の在り方、保育環境の見直し、そして、公共施設の利用環境について、一つ一つを見ると小さな課題に感じるものもあるかもしれません。しかし、こうした日常の中にある小さな不便や不安の積み重ねを解消してこそ、町民の皆様の暮らしやすさや行政に対する信頼につながっていくものだと私は考えております。

そして、今回の質問を通して私が一番お伝えしたいのは、行政の都合やこれまでの慣例を優先するのではなく、住民の皆様の立場に立って、もっと丁寧に、そして、今の時代に合った対応を考えていく必要があるのではないかとということです。これまで続けてきたから、このままでいい、これまでこうしてきたから変えなくていい、そのような考え方ではなく、本当に今の住民の皆様にとってよりよい形は何なのかという視点を常に持ち続けていただきたいと思います。

行政におかれましては、大きな事業や新しい施策を進めていくことももちろん大切ですが、その一方で、今ある制度や環境の中で、町民の皆様が感じている身近な課題にも丁寧に目を向けていただきたいと思います。

私自身もこれからも町民の皆様の声をすくい上げ、お伝えしてまいりたいと思っております。これからもより暮らしやすいまちづくりに取り組んでいただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（川副 剛 君）

以上で、4番、井上智恵美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

（10時41分 休憩）

（10時50分 再開）

— 日程第2 一般質問（棚橋 優汰 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、2番、棚橋優汰議員の発言を許可します。

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

おはようございます。議席番号2番、棚橋優汰です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、熱中症対策について質問いたします。

私は農業に携わっており、現在、田植えの真っただ中であります。ことしは雨が少なく、山田にはなかなか水がたまらず、自然を相手にする厳しさを改めて感じております。しかし、近年、農業の厳しさは、水不足だけではなくありません。暑さです。私が子どもの頃、夏は暑いもの。朝夕は涼しく、日陰に入ると、少し休めば回復する感覚がありました。しかし、今は違います。朝からは暑い。夕方になっても暑い。日陰に入っても暑い。私自身、農作業をしていて、昔と暑さの質が変わったと感じております。

これは農業だけの話ではありません。建設業、運送業、飲食業、屋外や高温環境で働く方々は、暑さを避けたくても避けられない環境の中で働いております。農家であれば「きょうは暑いから休もう。」と言いたくても、稲は待ってくれませんし、草は伸びます。建設現場では工程があります。飲食店でも営業があります。みんなそれぞれの責任を果たそうと、暑さと向き合いながら仕事をしているのです。

先日、同僚議員も言っていましたが、長崎県では、令和7年度に1,191人が熱中症により緊急搬送されたと聞いております。数字だけで見れば1,191人。しかし、その一人一人に生活があります。家族がいます。緊急搬送された方は、もしかしたら田んぼで頑張っている農家のお父さんかもしれません。建設現場で働く若い従業員かもしれません。飲食店で汗を流している従業員かもしれません。熱中症は決して他人事ではありません。誰にでも起こり得る身近な危険であり、命に関わる問題です。

また、本年6月から、事業者に対する熱中症対策の強化も始まりました。国としても、暑いから気をつけてくださいという個人任せの時代から、職場全体で命を守るという時代が変わってきているなと思います。

私は、大きな力を持っている議員ではありません。しかし、農業者の一人として、また、町民の代表として、暑さの中で働く人たちの声を届ける責任があると思っております。

そこでまずお尋ねします。町内の認定農業者、認定新規就農者又は兼業農家を含め、猛暑対策設備や機器等の導入、設置費用の一部補助を行う考えはないのでしょうか。また、町内の中小企業に対し、従業員の熱中症対策として必要な設備や機器等の導入支援ができないのでしょうか。お尋ねします。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（藤永 尊生 君）

ただ今の御質問ですけれども、近年の地球温暖化に伴う夏季の猛暑は、農作物の品質低下や収量減少だけでなく、農家従事者の熱中症リスクを高めるなど、持続可能な農業経営において深刻な課題であると認識しております。

御提案のありました認定農業者や認定新規就農者、また、兼業農家を含みますが、こちらを対象とした猛暑対策設備の導入補助につきましても、担い手の確保、育成及び農業生産性の維持、向上の観点から大変有意義な政策であると考えます。しかしながら、農家に対する支援を町単独で考えた場合、新たな補助制度の創設につきましても、ほかの産業や業種とのバランスを勘案しますと、慎重に見極める必要があると思います。まずは、現行の国県の支援策について、認定農業者や新規就農者の方へ丁寧な情報提供と申請支援を行い、経営負担の軽減が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（藤永 大治 君）

議員御承知のとおり、令和7年6月から労働安全衛生規則が改正されまして、事業者に対して、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、重症化を防止するための体制整備などが義務づけられ、職場における熱中症対策の強化が図られているところです。

こうした状況もあり、中小企業者向けに独自の熱中症対策支援補助金の制度を始められている自治体も、全国的にはあるようです。具体的には、ファン付き作業服や移動式スポットクーラー、それから、業務用扇風機の購入費などを対象とし、最大10万円程度を補助されています。

また、県内の自治体におきましては、職場環境改善事業として、業務用エアコンの導入費用や遮断熱工事費用など、最大300万円の補助を出されているところもあります。

さらに、長崎県におきましても、本年度、魅力ある職場づくり推進補助金を創設されまして、県内の中小企業などを対象に、職場環境改善に関するハード経費などに対して最大300万円の支援があるようですので、本町のホームページにおいても周知を始めたところです。

近年は猛暑の期間が長く、特に工場や倉庫、調理場などで勤務される方には、過酷な労働環境に置かれているところもあると思います。町内の従業員の安全確保と働きやすい環境づくりを支援することは、非常に有意義なものと考えますので、本町においてもどのような支援が有効なのか、また、先ほど申しました自治体独自の補助制度が構築可能かどうか、それから、他の分野も含めた町全体で取り組むのか、さらには、財政的な面も考慮する必要がありますので、先進事例の聞き取りなども含めて研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）
2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。ちょっともう一個確認なんですけど、農業の農業認定者のやつで、県内のやつは、私、ちょっと調べてみたんですが、なかったんですけど、どういう、そういう施策とかっていうのはあるのでしょうか。ちょっとお尋ねです。申し訳ないです。お願いします。

議長（川副 剛 君）
農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（藤永 尊生 君）

ただ今の御質問ですけども、こちらの補助につきましては、農業については、県内で実施されている市町はないように伺っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）
2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。

そしたら、町長にお尋ねします。熱中症対策、農作業や屋外作業における熱中症対策について、町としてどのような認識を持っているのかということで、ちょっと質問させていただきます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

近年の地球温暖化に伴う気候変動により、夏季の気温が非常に高くなっており、ハウス内の農作業や屋外作業における熱中症リスクは、町民の命に関わる重大なものであると認識をしております。特に、本町の農業従事者は高齢化が進んでおり、熱中症のリスクが更に高まる傾向にあるため、対策が必要であると考えているところです。

現在、町としましては、J Aや各地区の営農組合長等で構成されております、佐々町地域農業再生協議会や認定農業者協議会の総会等におきまして、熱中症対策のチラシを配布し、農家や屋外作業者への注意喚起と対策の徹底を図っているところでございます。今後ともJ A等と関係団体とも緊密に連携しながら、農作業や屋外作業を行う方々が安全に作業を継続できるよう、さらなる啓発活動の充実と見守り体制の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

中小企業に対してというのは、どう思われているのでしょうか。ちょっと再度お願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほど企画商工課長が申しましたように、町独自ではその制度についてどうするのかというのは、今から研究しないといけない状況ですので、県がされている補助事業を、今、広報しているという段階でございます。

議 長（川副 剛 君）

2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

分かりました。そしたら、熱中症予防に関する情報発信や啓発活動の強化の考えはあるのでしょうか。お尋ねします。

議 長（川副 剛 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

熱中症予防に関する情報発信につきましては、広報さざ6月号に「熱中症に気をつけましょう」という記事を掲載したところであります。

内容は、熱中症予防のポイント、また、熱中症特別警戒アラートが発表された際に設置しますクーリングシェルターの施設をお知らせしております。高齢者や子どもさん、障害のある方は特に注意が必要になりますので、町ホームページやLINEを通して熱中症予防の啓発を行っていきたいと考えております。

なお、高齢者の方を訪問する際は、声かけによる注意喚起を実施しているところです。

以上です。

議長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。今回、熱中症対策についてということで私は質問を出していたんですけど、答弁も多分十分予想していた内容とほぼ一緒です。財政状況もありますし、公平性の問題もあります。ですから、今すぐ制度をつくってくださいと言っているわけではございません。しかし、それでも私はこの質問をしております。なぜなら、熱中症対策は、贅沢品への視点ではなく、働く人の命を守るための投資だと思っているからです。暑さは皆に平等です。しかし、暑さへの耐性というのは平等ではありません。高齢の農家、炎天下で働く作業員、厨房で火を扱う従業員、それぞれ事情は違います。だからこそ、行政ができることを少しずつでも考え続けていかなければならないのではないかと思います。

私は、きょうできないから質問しないという、そういう議員にはなりたくありません。きょうできなくても、5年後、10年後に必要なのであれば、今から議論を始める、それが議会の役割だと思っています。国の制度を研究する、県内自治体の事例を調査する、事業者の実態を把握する、できることはまだあると思います。

私は農業をしていますので、暑さの厳しさを肌で感じております。先日、私も土曜日、田植えをしていましたが、正直熱中症になりました。その際は、母や妹が近くにいたので助けてもらい、日陰で休み、十分に休憩を取って治ったということもあります。だからこそ自己責任でお願いします、気をつけてくださいだけでは、限界が来る時代になってくることを行政にも共有していただきたいと思っています。

私は、決して大きなことを成し遂げる人間ではありません。しかし、町民の代表として、現場で困っている人がいるなら、これからも声を上げ続けたいと思っています。

熱中症対策は、いつか必ず町全体で考えなければならない課題になります。そのときに、あのときから議論をしていてよかったと、そう言えるよう、ぜひ問題意識を持ち続けていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

レモン栽培についてです。

私は、このレモン事業に期待しています。そして、応援もしています。人口減少、高齢化、担い手不足。先日、同僚議員が言っていたとおり、農業を取り巻く状況、環境は、決して明るい話ばかりではありません。だからこそ、新しいことに挑戦する姿勢は必要です。守るだけではなく、未来へ向かって挑戦する。私は、レモン栽培にその可能性があると思っています。だからきょうは、応援している立場で、少し厳しいことを申し上げたいと思います。議会の役割は、行政の足を引っ張ることではありません。事業が成功するよう、時には厳しい指摘をしながら、しっかりとチェックすることだと思っています。

そこでまず、お尋ねします。町としてレモン振興を何のために進めているのでしょうか。特

産品化なののでしょうか。農家所得向上なのか、交流人口増加なのか、あるいは、町の新しいブランドづくりなのか、町長の考えをお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

レモン栽培に賛同していただき、また、御提案をいただきありがとうございます。

本町における産業の振興において、農作物の特産品化へ必要と考え、本町農林水産課ほか県北振興局、J A、農業委員会、認定農業者、地域婦人会、商工会や観光協会も含めた特産品協議会を、今、つくっている段階でございます。新たな作物としてレモン栽培を進めてはどうかとの御意見をいただきまして、現在、生育している状況でございます。

農業の状況では、耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化、耕作者の減少などの問題がありますが、その対策にもつながると思っております。

御質問のレモンの振興計画についてと、以前から申し上げているところでございますが、まず、レモンの栽培で気候は適しているのか、中山間地は栽培地として成り立つものかなどを確認するため、試験的に植付けを行ったもので、育成状態を確認していくようにしております。

ただ、今回の試験的な実施は、育成状況を観察した上での計画策定を考えており、タイムスケジュールは作成しておりませんでした。先日の産業建設文教委員会でも御指摘をいただいたところでございます。本町の農業振興を図りたいと思っておりますので、農林水産課へ計画策定をするように進めておりますが、先進自治体を参考に、農協、関係機関に御協力をいただきながら、本町に合う計画として見いだしていきたいと考えております。

農業のレモン栽培をどういうことでしているのかといいますと、やはり儲かる農業、まずはですね。何か試していかなければ、今まで頭で考えてきたことを何も実践しないではいけないのではないかなというように、町としまして、今、取り組んでいるところでございます。

どうぞ御理解のほどよろしく願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）
2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

産業建設文教委員会のほうで、もう委員会の報告書をちょっと見させていただきました。でも、それももう何回も見ってから、今回、レモンの木の話とちょっと話がダブっているところもあるんですけど、どこを目指しているのか、何を目指しているのかというのは、もう少しやるべきではないかなと思ってます。

私は、令和7年の4回目の定例会で、e スポーツの話をしたと思います。その時に町長から、まず計画書を作ることが先という答弁をいただきました。確かになと思いました。計画書を考えて、いろいろ考えて、どのぐらいかかるのかということも考えないといけないかなと、どういうふうを目指すのかなと、アバウトの話じゃできないのかなと、確かにそう思ったので、その考えに納得しました。計画があるから目標ができるって、目標があるから成果を検証できる、町民に説明できると思っていました。

でも、今、その話を聞いて、産業建設文教委員会の話も見、レモンについて計画書がないって言われた時に、もう率直に申し上げると、もう整合性取れてないのかなと思いました。

私が言っているe スポーツの話と、農業の話というのは違うかもしれません。そういう説明はあると思います。でも、町民から見たら、町長が力を入れている事業だから、計画なく進む

のかというのも、そう見られても仕方ないのかなと私は思います。そこまで言いたくはないんですけど、町長が力を入れている事業だからこそ、絶対に成功してほしい、中途半端で終わってほしくないと思っています。だから、何年後にどういう町を目指すのか、レモンの栽培に対して農家に参加してもらうのか、どのぐらいの農家に参加してもらうのか、どれぐらいの規模を目指すのか、どれぐらいの所得向上を目指すのか、現時点での計画案を教えてもらってもよろしいでしょうか。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）
すいません、特産品協議会の中では御意見をいただいております、大まかには、期間的にレモンの苗を植えてから三、四年は収穫までにかかるというようなこと。その後は、レモンの果汁を、無農薬で作物を作られる方がいらっしゃいますから、その場合のことを考えて、果汁を取るというようなことで、大体大まかなことは決まっていたんですけども、具体的には、苗を植えて3年ないし4年かかるわけですので、そのうちに詳細計画をしていく。だから、今は作物を中山間地域に適しているのかどうかの確認をしている段階でございまして、それが1年かかる。それが大丈夫だということになれば、その間にどの品種を、レモンの品種が、今、3種類植えておりますけども、どの品種が適しているのか、市場に出回るためにどれがいいのかという選択をしていかないといけないという作業も残っております。大まかなことはあったんですけども、今後、計画は策定をいたしていきます。当然ながら、今年度か来年度中には策定を終わりたいというふうに思っているところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 剛 君）
2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）
分かりました。ちょっと計画策定の話は今年度か来年度かで決めるということで、どういう話になるかっていう話ですね。どんなふうに目指していくかという話も、今年度か来年度までには計画書を作って、そういうふうにやるという認識で大丈夫でしょうか。分かりました。
ちょっと私も農家の端くれなので、レモンの話になるんですけど、レモン事業について期待はしています。正直成功してほしいと本当に思っております。でも、事業始めて、途中でどのような評価になるか、今、1年植えていますけど、どういうふうになっていくのかというのは正直分からない。正直、今の取組状況というのはどうなっているのか、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）
ことしの1月27日に特産品協議会準備会を発足しまして、試験的な栽培として、農業体験施設の農地を耕うんし、3種類、璃の香とマイヤーレモン、リスボンの苗木を購入いたしまして、3月28日にメンバーが集まり、1年生のものをハウス栽培で10本、路地栽培として40本、合計

50本を植えております。

このため、農林水産課での管理としまして、庁舎職員や農業体験施設の職員で現状やられていることは、乾燥時の水やりだけのようですが、栽培について、農協や県の技術者から指導をいただき実践していくよう調整ができております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

レモンの話で、例えば、病気になったとか、例えば、枯れてしまった、そんな、たればの話で申し訳ないんですけど、そういうときの責任とかというのは、その、いる、庁舎職員になるのか、そこにいる農業体験施設の職員になるのか。水やりとかというのは、そういうのどうなっているのか、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

責任と言え、私になっていくんでしょう。病気にならないように薬をかけないといけないというようなことは、農協さんから言われておりますし、県の県北振興局のほうからも言われているんですけども、一般家庭に普及するためには、無農薬で植えられるような形に持っていきたいというふうな形で考えておりますので、そういうことを想定しながら、何本かはやはりどこでも枯れているということはお聞きしております。それと、寒さに弱いとか、それから、強風に弱い、実がなると重くなって枝が折れるというようなこともお聞きしておりますので、その辺は十分注意しながらということ、今、試験的ですので、今後実践、大きく大々的にやっていくときには、そういうことを注意喚起していくような形になろうかというふうに思っているところです。

議 長（川副 剛 君）
2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。ちょっと試験的にということで、計画もことしか来年かで決まるという話で、このレモンの事業というの、最終的な、ちょっと何度も繰り返して申し訳ないんですけど、何をもって成功として判断をするのかなって私は思ったりもします。農家さんの数を、参加農家数の数を増やすとか、収穫量とかっていうので、町の新しいブランドとして定着することかというのも、評価基準というのも、もしよろしかったら教えていただければなと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

すいません。詳細な計画は今後つくっていきますけども、今、考えているのは、今、結構一般家庭でも植えていらっしゃると思いますので、余ったレモンについて提供していただいて、果汁が取れるというようなこと。それから、レモンの果汁によってお菓子作りとか、そういうところまで発展していくのではないかというふうに考えております。レモンのソースとか、いろんな部分で、今、実際にされておられる方もいらっしゃると思いますので、そういうことを参考にしながらということを考えておりまして、詳細な計画は、先ほど申し上げた、今年度か来年度に策定したいということ考えているところです。

議 長（川副 剛 君）

2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

分かりました。ありがとうございます。私は、失敗したときの話をしたいのではありません。もう成功してほしいから、うまくいかなかったことの時まで考えていく必要があるかなと私は思っています。

行政の事業は、始めることが目的ではありません。続けることが目的でもありません。町民の暮らしや地域の発展につながってこそ意味があると思っております。だからこそ、何ををもって成功とするのか、何ををもって見直し検討とするのか、その基準をぜひ町民にも分かる形で示していただきたいと思っております。

そしたら、最後に、町長にお尋ねします。レモンは、単なる新しい作物なのでしょうか。それとも、今後の農業施策を象徴する町長の重点施策なのでしょうか。重点施策であれば、私は、計画をつくり、目標を示し、成果を公表し、町民と共有しながら進めていく責任があると思っています。町長はこのレモン事業をどのような覚悟を持って進めていくのか、その決意をお聞かせください。お願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、特産品協議会の中から御意見を頂戴して、行政側がやってみようということで始めた事業でございます。私一存でできるものではないというふうに思っておるところで、先ほどから申し上げているとおり、佐々町に対して農業振興、今までいろいろなことで意見が出されてきましたけども、まずは、私としてはやってみようという姿勢で、予算の措置を御理解いただいたわけですので、それについて失敗するつもりでやっているわけではありません。こちらも成功するつもりで、何とか佐々の特産品とできないかなということで、今、行政として対応をしておりまして、特産品協議会の皆様の御意見を伺いながらいいものにしていきたいと。だから、いろんな意見が出てくると思います。生産者だけじゃなくて、消費者の方の御意見、いらっしゃると思いますので、そういうことを集めながら、どういうものが、基準が、成功の基準というのは、まだ見えないです。所得が上がれば成功だと思いますけども、特産品についてはいろんなケースが出てくると思うので、レモンの今現在あるものを先ほど述べましたけども、先進地である広島県に行くのかどうかもちょっと悩んでいるところなんですけども、そういう事例を参考にしながら、佐々町に適したものをつくっていききたいという思いで、今、挑戦をしている段階でございますので、見守っていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（川副 剛 君）
2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

私は、もともと反対しているわけではございません。応援したいっていう心もあります。応援している、だからこそ本当にその進め方でいいのですかと問う。それが議会の役割だと思っています。

私は、力のある議員ではありません。それでも、町民の代表として期待していただいているからこそ、応援しているからこそ、厳しいことも言わせていただきます。どうかあのとき始めてよかったと、そう町民が思える事業に育っていただきたい。私はこれからも、応援するときは全力で応援します。そして、必要なときには厳しいことも申し上げます。それが議会の役割であり、町民に託された使命だと思っています。町長の挑戦が町民のみんなの挑戦になることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。すいません、ありがとうございました。

議長（川副 剛 君）

2 番議員「SNSやホームページ等でレモンの成長報告はしないのか」、これは大丈夫ですか。（棚橋議員「大丈夫です。」）大丈夫ですか。（棚橋議員「大丈夫です。」）分かりました。

以上で、2 番、棚橋優汰議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（11時24分 休憩）

（11時35分 再開）

— 日程第3 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正の件 —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（濱野 亙 君）

（議案第27号 朗読）

2 ページ目以降は、総務課長をもって説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（松本 典子 君）

それでは、7 ページの資料をお願いいたします。

今回の改正につきましては、令和7年度の人事院勧告の内容に準じまして、職員の駐車場等

の利用に係る通勤手当を新設するものです。

現在、自動車等で通勤する職員の通勤手当は、自宅から勤務地までの距離区分に応じて一定の額を支給していますが、これに加えて、新たに駐車場等の利用に対し、1か月当たり5,000円を上限として通勤手当を支給する条例改正となります。

ことしの4月の人事異動で、県北振興局へ派遣した職員がおりまして、この派遣職員が4月から民間の駐車場を借りておりますので、4月に遡及して適用するものです。

また、今回の条例改正に合わせまして、規則につきましても、通勤手当の額を定める規定や駐車場等の利用に係る届出などに関する改正も併せて行います。

それでは、下の新旧対照表を御覧ください。

主に朱書きしております箇所について御説明いたします。

第14条の通勤手当の条項となります。

第2項第2号の「前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額」、こちらの「次に掲げる職員の区分に応じ」以降を削りまして、改正後は「支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」と改めます。これに併せまして、改正前にあります使用距離区分ごとの通勤手当の額、7ページから8ページに記載しておりますアからナになりますけど、こちらを規則に定めるように改正を行います。

補足説明になりますけども、この使用距離のアにつきましては、給与条例第14条の第1項におきまして、通勤距離が片道2キロ未満のものは除くと規定しておりますので、通勤手当は、実際には2キロ以上のものからの支給となります。

先ほど言いました規則につきましては、資料の11ページ以降に添付しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、10ページを御覧ください。

第5項になります。こちら第5項の条項の新設になります。

先ほど申しました駐車場等を利用する職員へ1か月当たり5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額を支給する通勤手当の額を新たに設けるものになります。

それでは、議案に戻っていただきまして、2ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

下の新旧対照表を御覧ください。

先ほど、資料にて御説明いたしました条項以外の改正部分を御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

4ページの第14条第3項になります。こちら7行目の後段になりますけども、第5項とありますものを、改正後、第6項と改めます。

それから、5ページの上段をお願いいたします。

第5項においてつていうところを第6項に改めます。こちらいずれも次の第14条第5項の追加に伴う改正になっております。

それでは、第5項を御覧ください。こちら資料でも説明した条項となります。第5項「第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、そ

の料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）駐車場等に係る通勤手当、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額。（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当「前3項の規定による額」を第5項として追加します。

続きまして、改正前の第5項です。この第5項を第6項に改正を改めます。

それから、改正前第5項の3行目なんですけども「定める額及び」を、改正後「定める額、」。「及び」を「、」に改めます。

それから、同じ5行目になります。合計額、括弧の後に、改正後「及び前項第1号に定める額」を追加いたします。

その下の改正前、第6項を第7項に改めます。

6ページを御覧ください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）

これから採決を行います。議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（11時44分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第4 議案第28号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第28号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第28号 朗読）

2ページ以降は、住民福祉課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について内容を御説明いたします。

議案書9ページの資料をお願いいたします。

今回の主な改正内容は、障害のある子ども等の受入れが増加傾向にあり、ニーズが多様化していることに鑑み、地域型保育事業の小規模保育事業所A型、B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所において、保育士の数の算定に当たって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などを保育士とみなすことができること。

令和6年条例第17号において、満3歳以上、満4歳に満たない児童に対し、保育を提供する保育士を、児童20人につき1人以上から児童15人につき1人以上と改正し、当分の間、改正前の条例の規定によるものとしておりましたが、その当分の間を、令和10年3月31日までの間に改めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページの一番下、参考までに、資料の5の参考のところですが、5で、本条例に規定する保育事業の類型を記載しておりますが、通常保育所は県の認可になるのに対し、本条例に規定される家庭的保育事業等は市町村の認可となります。現時点で、本町に家庭的保育事業等の事業所はございません。

同じく、10ページの一番上の表を御覧いただければと思いますが、第30条、第32条、第45条、第48条の改正内容については、同じ構成となっており、第3項で保健師、看護師又は准看護師を看護師等にまとめる改正。

第4項で特定理学療法士等を1人に限りみなし保育士とできる旨の規定を新設。

第5項で看護師等、特定理学療法士等のいずれもがみなし保育士として保育を行う場合には、当該施設の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない旨の規定を新設するものでございます。

それでは、議案書2ページをお願いいたします。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

第1条、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在す

る場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

2 ページですが、第30条第3項から第5項の改正につきましては、先ほど御説明した内容でございますが、3 ページをお願いいたします。

3 ページの第4項の5行目に「子育てに関する知識及び経験を有する者とあります。これは、当該特定理学療法士等の保育所等における勤務年数が3年以上ある場合、3年以上に該当しない場合であっても、子育て支援研修事業実施要項に定める地域保育コース、その他の都道府県知事などが認める研修を終了した場合には、みなし保育士として取り扱って差し支えないこととなっております。

これは、第32条、第45条、第48条についても同様でございます。

次に、3 ページから6 ページにかけまして、第32条、第45条、第48条の改正内容でございますが、こちらは、先ほども御説明したとおり、第30条と改正内容が同様でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

6 ページの附則第9条の改正内容でございますが、こちらは、前2条の規定を適用する場合、保育士とみなされる看護師等、特定理学療法士等を除いた保育士の数を、第30条第2項、第45条第2項、こちらは保育士の数の算定の条文となりますが、これによりまして算定される保育士の数の3分の2以上の保育士を置かなければならない旨の改正となっております。

7 ページをお願いいたします。

第2条、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらについては、朗読を割愛させていただきます。

令和6年条例第17号により追加された附則の第2号でございますが、こちら第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項、第48条第2項において定められている満3歳以上満4歳に満たない児童に対する職員の配置基準を、改正時は本附則において当分の間、改正後の規定は適用せず、改正前の規定が効力を有することとしておりましたが、その当分の間を令和10年3月31日までの間に改めるものでございます。

第3項につきましては、新設ではございますが、こちらも同様に、第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項、第48条第2項において定められている満4歳以上の児童に対する職員の配置基準を当分の間、こちらは当分の間です。改正後の規定は適用せず、改正前の規定が効力を有することを規定するものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のあらわれる方。

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

1 つは、保育士等の中に私の理解がそれでいいのかという確認なんですけれども、理学療法士等を、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士ですか、そういった方々を保育士とみなすことができるようになったというふうな理解でよいのか。とすれば、いわゆる一般の民間の保育所だとかあるいは公立の保育所だとか、そういった民間保育所の場合も同様の取扱いになるのか。

それはもう既にそういう措置はされているのかということについても確認しておきたいなと思います。

議 長（川副 剛 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

今、議員がおっしゃられたとおり、1施設1名に限り、理学療法士をみなし保育士として算定できるという今回の改正でございます。

一般の保育所につきましても同様に、今回、条例は県の条例になりますけども、同じような改正が行われることとなっております。

以上でございます。（永田議員「分かりました。」）

議 長（川副 剛 君）
ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）
これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第28号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第29号 令和8年度 佐々町一般会計補正予算（第2号） —

議 長（川副 剛 君）
日程第5、議案第29号令和8年度佐々町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第29号 朗読）

2ページ以降は、税財政課長ほかをもって説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税、補正額ゼロ、計16億9,325万9,000円。3項軽自動車税、補正額ゼロ、計5,805万円。14款国庫支出金、補正額100万8,000円、計12億4,806万8,000円。2項国庫補助金、補正額100万8,000円、計2億38万6,000円。15款県支出金、補正額30万円、計7億2,336万6,000円。1項県負担金、補正額減額48万8,000円、計4億2,586万9,000円。2項県補助金、補正額68万8,000円、計2億6,974万8,000円。3項委託金、補正額10万円、計2,774万9,000円。18款繰入金、補正額1,871万8,000円、計5億6,592万1,000円。1項基金繰入金、補正額、計ともに同額です。20款諸収入、補正額681万3,000円、計2億1,606万6,000円。4項雑入、補正額681万3,000円、計1億1,836万9,000円。歳入合計補正額2,683万9,000円、計77億7,699万6,000円。

次の3ページをお願いいたします。

歳出です。2款総務費、補正額2,096万3,000円、計9億3,451万2,000円。1項総務管理費、補正額2,096万3,000円、計7億4,625万4,000円。2項徴税費、補正額ゼロ、計1億1,495万8,000円。3款民生費、補正額38万2,000円、計26億7,813万9,000円。1項社会福祉費、補正額38万2,000円、計11億7,241万9,000円。4款衛生費、補正額282万7,000円、計8億5,704万1,000円。2項清掃費、補正額282万7,000円、計3億1,511万9,000円。6款農林水産業費、補正額20万円、計2億5,506万円。1項農業費、補正額20万円、計2億4,343万5,000円。7款商工費、補正額16万9,000円、計1億2,446万2,000円。1項商工費、補正額、計ともに同額です。10款教育費、補正額229万8,000円、計8億7,016万4,000円。1項教育総務費、補正額13万5,000円、計8,200万6,000円。5項社会教育費、補正額6,000円、計1億4,373万2,000円。6項保健体育費、補正額215万7,000円、計2億4,323万円。歳出合計補正額2,683万9,000円、計77億7,699万6,000円です。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

それでは、5ページ以降をお願いいたします。

今回の補正予算につきまして、その主なものとしまして御説明をさせていただきます。

まず、5ページの1款町税をお願いいたします。こちらは、税条例の一部改正において、軽自動車税の環境性能割が廃止になったことに伴い、種別割が軽自動車税と名称を変更したことから、予算の組替えを行ったものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

18款繰入金です。3目の財政調整基金繰入金、補正額1,656万1,000円。この繰入金の主な理由でございますが、8ページをお願いいたします。8ページの電子計算費8目電子計算費の一般財源1,699万4,000円。それから、9ページになります。9ページの2目塵芥処理費、こちらの一般財源282万7,000円。これが主な要因となります。戻っていただきまして、7ページです。なお、補正後の財政調整基金の残高は約12億5,550万円となります。

続きまして、その下のふるさと応援基金繰入金215万7,000円でございますが、この基金の繰入金につきましては、11ページをお願いいたします。11ページの3目学校給食費、その他の財源に215万7,000円となります。こちらのほうに充当をしております。

すいません、また7ページに戻っていただきまして、なお、補正後のふるさと応援基金の残高につきましては、約1億3,100万円となります。1億3,100万円となります。

続きまして、その下の諸収入1目雑入のほうをお願いいたします。デジタル基盤改革支援補助金848万3,000円でございます。

こちらにつきまして、また8ページをお願いいたします。8目電子計算費のその他の財源で118万4,000円。それから、その下にございます2目の賦課徴収費、その他の財源で729万9,000円。こちらの2つのほうへの補助金となるものでございます。なお、この2目の賦課徴収費のその他の財源729万9,000円は、財源の組替えとして不動産番号照合業務の委託に充当というふうになっております。

税財政課のほうからは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

各課長から説明があれば許可します。

総務課長。

総務課長（松本 典子 君）

7ページをお願いいたします。

20款諸収入1目雑入でございます。

先ほど、税財政課長からも説明がありましたけども、こちらデジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業、10分の10）の補助でございます。この補助金につきましては、総合行政システムの標準化対応業務、標準準拠システムへの移行、テスト、操作研修等に係る補助金となります。今回、補助対象経費の追加と、それから標準化対応の再延伸に伴うものでございます。

今言いました標準化対応の再延伸について御説明をいたします。当初、令和8年9月7日に標準化切替えということで、業務のほうを進めておりましたけども、今回、業者からの申出によりまして、9月7日から令和8年10月13日へ標準化切替えの日にちが変わるようになりました。1か月延伸を行うものでございます。業者の申出の理由としましては、先に標準化へ移行した自治体、全国で約70自治体ありますけども、こちらで不具合等が発生しておるようです。今、その改善等を行っているため、今後、標準化に移行する自治体に対し、安全にシステム稼働移行するために1か月の延伸の申出があったことによるものでございます。

続きまして、その下の令和7年度デジタル基盤改革支援補助金、先ほどの補助金の令和7年度分になります。こちら減額の167万円。こちらのほうは、補助対象となるクラウド利用料の令和8年3月分の利用実績が確定しましたので、それに伴う補助金の減額となります。

それでは、歳出をお願いいたします。

2款総務費3目の財産管理費15節原材料費35万4,000円でございます。町有地整備原材料、こちらは、西町町内会集会所横の広場の町有地になります。こちら集会所広場横の東側ののり面になりますけども、防草シートの施工をするための原材料となります。この町有地につきましては、勾配が急で、草刈り機などを使うのも難しいため、今回防草シート敷設を行うものでございます。夏前までの施工ということを予定しております。

それから、続きまして、8款電子計算費12節委託料、ソフトメンテナンス業務委託料でございます。こちら総務課関連としましては、先ほど申しました、17業務の標準準拠システムへの移行、テスト、操作研修分となります。こちら、先ほど歳入でも説明しましたが、10分の10の補助となります。歳入につきましては、当初予算に計上し、電子計算費に充当しておりましたが、歳出について当初予算において一部計上漏れがありましたので、今回、歳出のみ計上するものでございます。この1,918万6,000円のうち、1,681万3,000円がこのシステム標準対応分の金額となります。

総務課からは、以上です。よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

それでは、予算書戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

15款の7目教育費県補助金でございます。こちらのほうは、小学校給食費の無償化に伴う補助金になりますが、2月に衆議院解散総選挙がございまして、国の予算の成立が遅れましたが、これに伴って、県補助金の要綱確定等も遅れが生じ、それに伴いまして、県補助金の名称の確定も遅れておったために、当初予算の計上時点では、仮の名称として入力の方をさせていただいておりましたが、正式に名称のほうが決まりましたので、名称変更ということで、今回補正のほうを計上させていただいております。

その下の3項委託金の教育費委託金につきましては、歳出のほうで説明のほうさせていただきたいと思います。

11ページをお願いいたします。

10款教育費の2目事務局費の8節旅費でございますけども、まず上段の費用弁償ということで10万円補正させていただいている分です。これが先ほど御説明しました県委託金の分になりますけども、町内小中学校3校の合同研究会で、連携事業で教職員を対象とした実践的な取組について講習会を行うようにしております。令和の生きる力育成プロジェクト事業委託金ということで、県のほうから委託金のほうをいただいて事業をすることになっておりますが、この講習会の講師として大学教授の招へいを予定しておりまして、この大学講師招へいに係る費用弁償ということで、予算のほうを計上させていただいたものになります。

その下、不登校支援のスクールカウンセラー費用弁償ということで、3万5,000円計上させていただいておりますが、今年度から新たに配置することになりました不登校支援のスクールカウンセラーの町内移動に係る交通費分を、今回、予算化させていただいております。こちらは、県知事選挙の影響で、当初予算編成時、本町のほうに要望しておりましたこのカウンセラーのほうに配置されるかどうかというのが、当初予算編成時、はっきりしておりませんでしたので、こういった交通費の支弁関係についても整理ができておりませんでしたので、こちらの配置の決定に伴いまして、今回、予算の補正のほうもさせていただいたものになります。

次に、その下、3目の文化財費の建物共済保険料になります。こちらは、当初予算に計上すべきであった共済保険料のほうに漏れておったものになります。市瀬窯跡県指定文化財の建物災害共済保険料の計上漏れに伴う予算の補正を今回させていただいております。

その下、3目の学校給食費の18節負担金、補助及び交付金でございます。これは、中学校、それから小学校の給食費無償化事業に係る補助金の補正のほうさせていただいたものになります。各種食材の価格等高騰によりまして、当初予定しておりました単価で賄うことが困難になることが見込まれますために、不足が見込まれる分を今回補正させていただくものです。1学期をもって、私会計での給食費経理が終了となるため、6月補正において当該不足分を補正し、今回、補助金として予算計上させていただいたものになります。

教育委員会分については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（藤永 大治 君）

それでは、予算書8ページをお願いいたします。

8ページの6目企画費でございます。

西九州させば広域都市圏連携事業負担金として136万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、さきの産業建設文教委員会でも御報告いたしましたけれども、地域公共交通確保維持改善事業としまして、佐世保市・佐々町地域公共交通計画に基づきまして、西肥バスの路線再編、推進のための路線分析、調査事業を支援するために、協議会へ負担をするものでございます。

具体的につきましては、現在、この西肥バスの路線のこの北部エリアから南部エリア、平戸、北松、佐々から早岐から先のほうの南部エリア、これが長距離運行の運行本数が多い現状になっております。こういうのと、あと中心部が何本も路線が走っているということで、供給過多というような実態、こういう実態を踏まえまして、大野地区と早岐地区を分割拠点とした運行再編の実現可能性を調査して、大野—早岐間の基幹交通の需給の最適化を図るものでございます。事業効果としましては、路線再編による公共交通ネットワークの最適化を行いまして、供給過多となっている路線の運行本数の見直しを図る。それに伴って、必要なバス運転手を確保して運行本数を維持していくというものでございます。金額につきましては、令和2年の国勢調査人口による人口案分による支出となります。

それから、10ページをお願いいたします。

下段の8目地域おこし協力隊事業費でございます。1節報酬としまして、11万円を計上させていただいております。これにつきましては、当初5月1日からの勤務予定でございましたけれども、4月15日から、こちらの佐々町のほうに来れるということでしたので、その15日以降の分の追加の予算を計上させていただいております。

残りの事務費については、4月以降の実績、それから、今後、必要となる事務費を増減の補正をさせていただいております。

企画商工課からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

8ページをお願いいたします。

歳出。8ページ。2款1項8目電子計算費のソフトメンテナンス業務委託料でございます。

今回、計上されております1,918万6,000円のうち、218万円を医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修費として計上をしております。今回、6月の補正予算の計上に至った理由といたしましては、見積りの作成に当たりまして、業者のほうが厚労省から令和8年1月に発出された資料、かつ令和8年3月に発出された資料を基に見積書を作成されておまして、当初予算の計上に間に合わなかったこと。また、システムの標準化の開始に間に合わせるためには、今回、補正予算を計上いたしまして、今回、歳出予算を計上する必要があったことから、今回計上したものでございます。

5ページをお願いいたします。

中段。14款2項1目総務費国庫補助金1節の総務管理費補助金でございます。地域診療情報連携推進費補助金として100万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、先ほど歳出で御説明いたしましたシステムの改修費用の2分の1の財源として、今回歳入予算を計上するものでございます。

9ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金でございます。こちらは、介護保険特別会計への繰出金でございますが、介護保険システムの改修費の財源として38万2,000円を繰り出すものでございます。

住民福祉課からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）
保険環境課長。

保険環境課長（作永 善則 君）

9ページをお願いします。

4款2項2目塵芥処理費の10節消耗品費の282万7,000円の補正の分でございます。これは、町指定のごみ袋分の補正になります。理由としまして、中東情勢の関係で、原材料であるナフサの価格が高騰していることにより、製造メーカーのほうから3割ほど値上げをするという改定の通知が来ておりまして、それに基づき補正をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）
説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑のあられる方。
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

5ページをお願いします。

5ページのほうで、一番下の県支出金とありますが、ここで歳入ですね、農林水産事業費県負担金というところで、説明のところに農地利用最適化交付金とあります。ここ48万8,000円、県から入ってきていないような理解でいいのかと思うんですけども、この農地利用最適化交付金というのを調べてみますと、担い手への農地集積とか遊休農地への発生防止、あとは新規就農者の参入促進などが目的にあるわけですけども、ここ一般質問でも農業分野の質問があった中で、この金額が入ってこなかった理由を説明いただきたいと思います。

議長（川副 剛 君）
農業委員会事務局長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（藤永 尊生 君）

農業委員会のほうの予算になりますけども、ただ今、御質問いただきました5ページの15款県支出金の3目農林水産業費県負担金になりますが、こちら農地利用最適化交付金という説明にはございますけども、今回、今年度ですね、この事業のほうが名称の変更がっております。その分で次のページ、6ページのほうになりますけども、こちらの一番上のほうになります。15款の県支出金の4目農林水産業費県補助金、こちらの一番上、農地利用最適化推進事業費補助金になりますが、こちらが同額という形の方で48万8,000円のほうを計上させていただいております。こちら、先ほど申しましたように、名称の変更という形になっておりますけども、県の区分を見まして、適正な区分という形を見まして、補助金のほうでの今回計上をさせていただいております。内容につきましては、農業委員や農地利用最適化推進委員の、こちらの分の報奨費であったり、事務費の分の交付金という形になっております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

よろしいですね。

ほか質疑のあられる方。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

いろいろ出ましたけども、8ページのさせば広域圏関係で、非常に交通の便が悪いというか、直通がなくなるとか、そういう話を聞くもんですから、この中で佐々町にとって西肥バスのそういうとの意見というのは今から言えるわけですかね。会議などで行かれると思うんですけども。

もう1点は、いろいろ中央商店街の方に聞きますと、駅前のターミナルの中に待合室があるんですけど、雨とか風とかで非常におりづらいという聞くもんですから、ああいう整備の、透明性の半分でも結構なんですけども、そういうのをどちらでできるのかですたいね。自治体でせんばとか、バス停の件を、雨が入らんこととか、そういうのは検討できないのかっていうのを一つお尋ねしておきたいと思います。

そして、9ページに、ナフサの問題でゴミ袋が上がったから3割上がったと聞いたんですけど、そしたら、町全体としてこの重油の問題とか、全課でそういう打合わせをなさったのか。クリーンセンターで燃料費が要るとか、庁舎の冷暖房でどうなっていくのかっていう情報収集とか会議はなさった結果が予算に反映してきたのか、あとで足らんやったらって言われてもちょっと困るもんですから、そういう打合わせを各課でされたのか、そこら辺を確認させてください。

それから、10ページの地域おこし協力隊、まだお会いしたことないけん分からんですけどね、当初で520万円ほど組んであって、今回、いろいろ当初と比較してみたら、住宅仲介とかいろいろあるんですけども、そういうのは、もう契約した残りをここで落としてきたというような三角をなさったのか。

そして、あと印刷製本費っていうのが上がってきているんですけど、これはどういうふうに使われる予定で計上なさったのかということですね。

それから、ビデオカメラが落としてあるんですけども、当初、ビデオカメラはどのようにお使いになろうと思うとったのかっていうのと。執行残となればそれで結構なんですけど、ノートパソコンは買われたのかどうか。

それから、一番下の11ページで、先ほど無償化のための追加をしますという言葉でおっしゃったんですけど、こういう状況でいきますと、値上がりがほとんどしていきますから、全てが無償化のためにしなくちゃいかんから、一部の負担金を取るという検討はなさったのかですね。学校給食法で給食費は負担しなさいと書いてあるもんですから、あえて無償化にせんばっていうことで、票の人気取りにはよかでしょうけど、そういう検討をなさったのかっていうことですね。

あと内訳が、しからば国からの補助金は確定して入ってくるのかというのをちょっと聞いておきたいと思ひまして、なかなか国会が進まないもんですから、どうなっているのかっていうことで。

当初予算の勉強会が3月10日にあったんですけど、その資料をちょっとまとめてみたんですけども、中学校給食無償化っていうのがそれぞれあるんですけど、よく分からんのですたいね、どの部分なのか。教職員なのか、児童分か、そこら辺の計算式がちょっと分からんもんですから。まあ、1学期分とおっしゃいましたから、それは分かるんですけど、会議録読みますと、1食当たり小学校で296円が320円上がった分ですとか、中学校においては380円、1食当たりが400円になりますっていう委員会で書いてあったもんですから、そこら辺をちょっとお聞かせ

ください。

中学校もあえて令和6年度からなさつとるから、補助金ないけども、一般財源が3,800万円かけてずっとするような予算、当初予算があったもんですから、どの部分が無償化の事業の詳しく、1学期の分のこれですよっていうのを説明していただけないでしょうか。それが一つと。

それから、材料の業者の受付が11日で終わつとるはずですから、その後の準備として今どこまで進んでいるのか。多分8月中には、夏休みですから、その前に引継ぎとか書類とかもらって、審査会で業者を決めんばと思いますから、そのスケジュールは9月に向かってどのようになっているのかというのを聞いておきたいなと思います。幾つかお願いします。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（藤永 大治 君）

それでは、まず1点目が、8ページの西九州させば広域都市圏連携事業負担金の分でございますけれども、まず佐々町としての意見を言う場があるのかどうかというところでございますけれども、この西肥自動車を入れた調査事業のこの協議にも本町が出席して、その意見を言う場があるということで、佐世保市とは協議をしているところでございます。

それから、来月になりますけれども、この地域公共交通活性化協議会の幹事会でありますとか、協議会が予定されておりますので、まだその協議会の中身のどういう話の議題があるのかは分かりませんが、そういう協議会の場でも佐々町としての意見を言う場があるということで、利用者の利便性を極端に下げないような、そういうふうな運行形態の維持を考えてもらいたいとか、そういう意見は言う場はあるかと考えております。

それから、駅前のターミナルのバス停の待合所の雨風よけの分でございますけれども、その施設については、本町で建設したものでございますけれども、それを町ですのか、西肥バスの側ですのか、そういうところは協議が必要になってこようかと考えております。

それから、地域おこし協力隊の分でございます。ページは、10ページになります。

この今、減額の計上をさせていただいている分については、4月以降、契約が終わった分の減額ということになります。

それから、印刷製本費の18万円の分でございますけれども、この分につきましては、地域おこし協力隊員が日々の活動をフリーペーパーにまとめまして、町内会配布でありますとか、公共施設等に設置することで、この佐々町の掘り起こした魅力を発信しようというところで、今回考えておるところでございます。

それから、ノートパソコンについては、現在発注をかけているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（作永 善則 君）

衛生費のごみ袋の関係でございますが、まず、議員おっしゃるとおり、石油関連製品の価格高騰等がマスコミ報道等でも言われているところではございます。

御指摘でございました重油関係につきましても、毎月の支払いの中で、うちの保険環境課の所管でいきますとクリーンセンターがございますので、やっぱり、重油の関係も日々気をつけているところではございます。

今回、6月にごみ袋の分の補正を計上させていただいたっていう理由の一つですが、町の指

定ごみ袋が年2回、4月とあと9月に発注を予定しております。4月の発注の分は、もう既に発注済みで、納品としましては、6月12日の日とあとは9月のほうに入荷する分で、約半年間分の在庫を確保できる状況となります。

下半期分の6か月分になりますけど、これを9月に補正予算を計上するとすると、発注のその準備作業の中で予算が不足する恐れがあるということで、今回、補正予算をお願いしているところでございます。よろしくお願いします。

議長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

まず、給食費無償化補助金の分で、一部負担金の徴収というようなことは検討したのかというような御質問を頂戴しました。

小学校のほうでは、本年4月から給食費の無償化がスタートしたところでございまして、このスタートして間もないこの時期に、価格高騰に伴う一部負担金を徴収しようとした場合、保護者に混乱を生じる恐れがあったと。

それから、先ほども少し触れましたが、1学期をもって、私会計での給食費会計を終了する予定としておりまして、2学期以降、公会計に移行するに当たって、会計処理上の混乱を生じさせることなく、円滑な決算準備を行い、公会計へ移行するため、今回は公費での補正のほう行いまして、対応させていただくというようなことを検討しました上で、補正を計上させていただいたものになります。

それから、補助の対象についてなんですけども、補助金への対象となりますのは、児童生徒分になります。教職員を除く分になります。それから、県のほうからは、今年度の当初の補助の決定のほうを5月8日付でいただいております。

それから、関係しまして、2学期以降の給食食材等の納品業者についてでございますけども、1学期中の納入事業者のほとんどの業者さんのほうから申請のほう頂戴しておりまして、2学期以降の業者の納入の対象ということで、今検討のほうを、準備のほうさせていただいております。

うち1社につきましては、こういった機会を捉えて、事業を行われている店主様等がもう高齢であるというようなところで、もう2学期以降の納品については辞退したいというお申出がありまして、1社については辞退されるというような状態になっております。

それから、新規の事業者様については、現在のところ応募がないような状況でございます。以上でございます。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

8ページの佐世保市と佐々町の地域公共交通活性化の関係ですけども、西九州させば広域都市圏の中で協議項目になっていまして、協議会の中で、私が過去に発言をしております。議員おっしゃるとおり、直通便がなくなるっていうのは非常に困るということで発言をいたしております。2回いたしました。

今回、地域公共交通の活性化の委託事業がありますので、その中でも佐々町の意見として述べたいというふうに思っているところです。

あと、もう一つが企画商工課のビデオカメラの減額説明を、執行残なのかどうか。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（藤永 大治 君）

10ページの地域おこし協力隊事業費の分の減額の補正につきましては、4月以降の執行残による減額ということになっております。よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

原油価格の高騰で税財政課かどうか分かりませんが、全体的なこの影響を、町として、そういう議論はされたのかどうか。いろいろな公共施設とかありますから、燃料代とかいろいろね。影響調査はなされたのか、回答を。

議長（川副 剛 君）
税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

今の御質問でございますが、今回こういった中東情勢で原油価格が高騰しているというような状況の中で、議員がおっしゃられるように、想定される油関係ですね、そういったところが高騰していくというようなことは予想されます。しかし、今回は、そういった全庁的な協議のほうはまだしておりません。まだ見えてこない部分も数多くございましたので、今回はごみ袋の分だけ計上させてもらっております。

今後こういったところを注視していく中で、そういった必要があるかもしれません。その折には、また御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

たびたび補正されても困るものですから、当初予算にほとんど私はもうないと思っとったものですから、6月はね。計上漏れとか、それ以外二、三か所あったからですね。結構です。いいです。

議長（川副 剛 君）
ほか質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

議長（川副 剛 君）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）

これから採決を行います。議案第29号 令和8年度佐々町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

（13時58分 休憩）

（14時10分 再開）

— 日程第6 議案第30号 令和8年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第30号 令和8年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第30号 朗読）

2ページ以降は、住民福祉課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。3款国庫支出金、補正額38万1,000円、計3億2,466万3,000円。2項国庫補助金、補正額38万1,000円、計6,867万3,000円。6款繰入金、補正額38万2,000円、計2億9,475万3,000円。

1項一般会計繰入金、補正額38万2,000円、計2億3,775万3,000円。歳入合計、補正額76万3,000円、計15億985万8,000円。

歳出。1款総務費、補正額76万3,000円、計2,683万1,000円。1項総務管理費、補正額76万3,000円、計694万6,000円。歳出合計、補正額76万3,000円、計15億985万8,000円。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）。

1、総括については、説明を省略させていただきます。

今回の補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

歳出予算に介護保険システム改修業務委託料として76万3,000円の増額補正を計上しております。これは、介護保険法施行規則の一部改正により、負担限度額認定証の様式の見直しが行われることになり、様式上、これまで区別されていなかった多床室の類型を、多床室1から多床室3と区別することとなり、システムの改修が必要となったため補正するものでございます。多床室とは、特別養護老人ホーム、老人保険施設などでの相部屋のことでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入ですが、先ほど御説明いたしました歳出分の財源としまして、介護保険事業費補助金38万1,000円、一般会計からの一般事務費繰入金38万2,000円を補正するものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のあられる方。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

多床室1から3の区分ということで、多床、その言葉自体がよく分からんもんですからね、介護システムの改修ということなんですけども、ちょうど1年前ですか、厚生労働省から介護保険の担当者宛てに書類が来ているはずだと思うんですけども、システム改修を行って、介護情報基盤へのデータ移行して令和10年度から全国統一するという文書が来ていると思うんですけども、その関係じゃないとですね。令和8年度から移行した順序によって、令和10年4月1日から本格運用に入るっていう書類は市町村に通知してあるもんですから。そういう関係の予算っていうのは上がっていないっていうことですかね。これとは別ということなんじゃないかな。お願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

今回のシステム改修につきましては、令和8年8月1日から施行するものに関しまして改修を行うものでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

先ほども言いましたけど、去年1年前に来た文書の関係の全国統一していろいろするっていう、その予算は上げていないということですね。令和8年度に行って、改正施行、書いてあるもんですから。これとはまた別ですね。それは別でまた予算が上げられるのかどうか。分かった範囲で結構ですけども。

議 長（川副 剛 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

今、議員がおっしゃられた関係の予算ではなく、議員がおっしゃられた関係の予算につきましては、当初予算で計上しておるものでございます。

以上でございます。（須藤議員「分かりました。」）

議 長（川副 剛 君）
ほか質疑のあられる方。
1 番。

1 番（永田 勝美 君）

先ほど説明のありました多床室の負担限度額の変更に伴うものというお話がありましたが、参考までにその内容について少し御説明いただけますか。

議 長（川副 剛 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

今回の多床室の分の負担限度額の改正でございますが、主な改正の部分でございますが、これまで第3段階の1と2につきましては430円となっておりましたところが、第3段階の2につきましては、特養等と老健の第3段階の2が430円から530円に引き上げられるものでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）
ほか質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）
これから採決を行います。議案第30号 令和8年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長（川副 剛 君）
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会いたします。

（14時20分 散会）